

## 社会福祉法人半田身体障害者福祉会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人半田身体障害者福祉会（以下「本法人」という。）の役員、評議員、専任・解任委員及び第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬に関する事項を、定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 本法人の役員等に対して、報酬を支給する。ただし、役員等が本法人の職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、役員等が理事会、評議員会並びに決算監査及び第三者委員としての会議等（以下「理事会等」という。）への出席1回につき 3,000 円とする。

### (理事長の報酬)

第3条 本法人の理事長は、月額 60,000 円の報酬を支給する。ただし、前条第2項の報酬は支給しない。

2 理事長が月の初日から末日までの全日数にわたって従事しないこととなる場合は、その月の報酬は支給しない。

### (支給日)

第4条 第2条第2項の理事会等の開催日以後の2週間以内に、あらかじめ指定された口座に振込むかまたは現金で支払うものとする。

2 第3条の報酬の支給については、社会福祉法人半田身体障害者福祉会職員給与規程第4条の規定を準用し、あらかじめ指定された口座に振込むかまたは現金で支払うものとする。

### (公表)

第5条 本法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃については、評議員会の承認を受けて行う。

### (補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、第2条第2項の「3,000円」は「1,000円」とする。
- 3 この規定は、平成24年6月1日から改定、施行する。
- 4 附則2の報酬の額については、平成29年7月1日から廃止し「3,000円」とする。
- 5 この規程は平成31年4月1日から改定、施行する。